

議案第 30 号

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次の
ように定める。

平成 27 年 8 月 20 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成 2 年上尾市教育委員会
規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による書類の提出は、次の各号に掲げるいずれかの期間内
に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その
期間を変更することができる。

(1) 10 月 5 日から同月 20 日まで

(2) 1 月 5 日から同月 20 日まで

第 9 条第 1 項中「貸付けを受けた年の 10 月から」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

入学準備金の貸付について、新たな申請期間を設けるほか、所要の規定
の整備を行いたいので、この案を提出する。